

## Worldwide Tax Summary

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編  
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース常任顧問  
プライスウォーターハウスクーパースマネジメント会長  
岡田 至康 監修

### 2007年事前確認(APA)制度年次報告書を公表(韓国)

韓国国税庁(は、事前確認(APA)を奨励するために9月9日にソウルで米国内国歳入庁(US Internal Revenue Service-IRS)と共催した納税者向けセミナーにおいて、2007年事前確認制度年次報告書を公表した。この2007年事前確認制度年次報告書は、大いに期待されたものであり、韓国国税庁が公表したAPAに関する初の公式の統計である。

このAPAセミナーにおいて、韓国国税庁およびIRSは、納税者にとって移転価格設定方式が妥当であることの確認を得て、潜在的な移転価格に関するリスクを抑える上で効果的な方法であるとして、APAの使用を推奨した。さらに、韓国国税庁のSeong Kwon Song 国際協力課長は、韓国のAPA制度向上のためのいくつかの方策を発表し、それにはAPA審査プロセスの時間の短縮およびAPAの進捗を管理するチェック制度の導入等が含まれていた。

#### 2007年事前確認制度年次報告書:

韓国国税庁が公表したこの2007年事前確認制度年次報告書では、APA適用申請の便益、APA手続きの詳細、APAと税務調査の関係、納税者の権利等、韓国のAPA制度に関する情報が納税者に提供されている。この報告書には、1997年の韓国APA制度導入から2007年までの韓国APAに関するさまざまな統計も含まれている。これには、APAの形態に関する情報(すなわち一国APA対二国間APA)、会社間取引および、対象産業の形態、適用した移転価格算定方式、取引相手会社の国、対象期間等が含まれている。

#### 2007年事前確認制度年次報告書のハイライト:

- 韓国は1997年5月に初のAPAを米国と締結した。
- 2007年末までに、韓国国税庁は137件のAPAの申請を受け、76件が締結された。
- 近年は、韓国の権限ある当局へのAPAの申請件数は増加傾向にある。韓国当局は、最も頻繁に、米国、日本、オーストラリアおよびカナダとAPAの交渉を行っている。
- 2007年には、韓国国税庁は中国に拠点を有する韓国会社の子会社について中国税務当局と二つのAPAを初めて締結した。

Source: PwC Tax News Network

### 過少資本税制が適用される借入・資本比率(中国)

過少資本税制は、租税回避行為を防止するための規定であり、すでに多くの国で導入されている。多額のローンファイナンスを行って支払利子を故意に増やすことにより借手側の課税所得を減少させる行為を否認するための規定である。この際、資本金額に対する借入額の割合が過少資本税制適用上の重要な基準となる。

過少資本税制の概念が、中国新企業所得税法にも取り込まれた。資本金額に対する関係会社間借入額の割合が所定比率を超える場合には、当該超過部分に対応する支払利子を税務上損金に算入しないことを規定の趣旨としている。当該所定の借入・資本比率は、新企業所得税法にも実施細則にも明記されていない。財政部および国家税務総局は先週、共同で財税[2008] 121号(以下、「121号通達」)を公布し、当借入・資本比率および関連する基準について触れている。

この121号通達の重要なポイントは次のとおりである。

- (1) 借入・資本比率には二種類ある。一つは金融業界に適用されるもので、もう一つはその他の企業に適用されるものである。前者の割合は5:1とされ、後者の割合は2:1とされている。もし関係会社からの借入額に対する資本金の割合が上記の所定比率を超える場合には、次の(2)に掲げる条件を満たす場合を除き、当該超える部分の支払利子につき当年度の企業所得税額の計算上損金に算入されない(将来への繰越も認められない)。金融業界に適用される比率がそれ以外の企業に適用される比率より高いのは、金融業界における財務体質に特徴があるからと思われる。
- (2) もし関連企業間ローンアレンジメントが独立企業間取引原則に合致していること、または、借手側に適用される実効税率が貸手側に適用される実効税率より高くないことについて、サポート資料が提出できる場合には、当該超える部分の支払利子についても損金に算入されると解される。
- (3) もし企業が金融業務とそれ以外の業務を兼業している場合、関係会社間支払利子をそれぞれの業務に合理的に区分しなければならない。もし区分できない場合、支払利子の損金不算入額の計算にあたり金融業以外の企業に適用される割合(2:1)が適用される。
- (4) 貸手側の企業にとっては、その企業が所在する国の税法に従い、受取利子の全額(借手側の支払利子損金不算入額に対応する金額も含む)が課税所得の対象になるとと思われる。

### 見解

関係会社ローンを抱える中国内の企業にとって、今回明らかとなった割合は、他国で一般的に適用されている割合より低く、不満の残る結果になった。

一方、上記の所定比率が公表された今でも、当該過少資本税制の適用にあたり、いくつか次のような不明確な点が残っている：

- 121号通達では、当該所定比率および規定の適用開始日、ないし算定日が明確には記載されていない。
- 121号通達では、高い所定比率の適用対象となる金融業界の定義が明確には記載されていない。
- 121号通達では、借入：資本比率の計算方法や、企業間借入が独立企業間取引原則に合致していることを示すサポート文書の内容といった点について、詳細な取り扱いまでは記載されていない。

これらの点については、今後国家税務総局より公布される特別納税調整管理規定(以下、「管理規定」)にて触れられることになると思われる。しかしながら、今年3月に発表された管理規定のドラフト案は地方レベルの税務局、会計事務所、一部の企業によりフィードバックを受けており、その内容が上述の点を明らかにするためのヒントになると推測される。

- 当該借入：資本比率は月次の加重平均値をもって算定されると予想される。これは、納税者が年度中に故意に比率操作を行う可能性があるためである。
- 適用開始日は2008年1月1日になると予想される。これは、過少資本比率が年度ベースで判定されるためである。
- 過少資本税制の適用に伴い、税務局が支払利子の否認を行った結果過少申告と判定された場合には、金利が賦課されることになると予想される。ただし、関係会社ローンアレンジメントが独立企業間取引原則に合致することをサポートできる同時文書を用意している場合には、5%の罰則金利は免除されることになると思われる。
- サポート文書には、借手側の返済能力、借入限度額、独立企業間取引利率の説明、借入期間等、借入条件に関する関係会社間ローンアレンジメントと非関連会社からのローンアレンジメントとの比較可能分析を取り入れるべきと想定される。

121号通達は、中国における過少資本税制が厳格に適用されることを示している。つまり、借手側の企業は関係会社に対する支払利子の一部が税務否認される一方、貸手側の企業は受取利子の全額が課税対象になるということである。よって、過少資本税制の適用のもと、支払利子の税務否認額が発生することは企業グループにとって望ましくない事態である。借手側の企業は関係会社借入金の額と資本金額をチェックし、上述の比率を超えないようにコントロールすべきであり、必要に応じ、資金調達方法の調整を検討しなければならない。とりわけ年度末にさしかかっている状況では、借入：資本比率を上述比率まで下げることが緊急の対応課題と思われる。もし下げることが不可能な場合、関係会社間ローンアレンジメントが独立企業間取引原則に合致しており、またそれを証明できるようにしておくべきであり、5%の罰則金利が賦課されないよう、サポート文書を準備することが有効な対策手段と考えられる。

上述したとおり、121号通達ではいまだ不明確な点がいくつか残っている。企業は管理規定が公布され

るまで、詳細情報を待たなければならない。

Source: PwC 中国日本企業部 China Tax/Business News Flash

### 個人高額資産家に関するプロジェクトについて意見を求める(OECD)

OECD は、関係者に対して、個人高額資産家に関するプロジェクトについての意見を求めている。この討議用ペーパーで検討しているのは、協調的な法順守の概念および個人高額資産家とそのアドバイザーに対する自発的な関連情報の提供を促す仕組みの創設についてである。

この作業は、2008年 OECD 報告書「税務仲介者の役割に関する調査」(以下、「調査」)から引き継がれているものである。当調査は、OECD 税務行政フォーラム(FTA)の2006年9月ソウル会合で実施が決定され、2008年1月10-11日のFTAのケープタウン会合に提出され、討議された。

当調査は、大企業納税者に焦点を当てていた。当調査で述べていたのは、ここでの検討結果および、特に「相互信頼関係の向上」の考え方が、個人高額資産家(HNWI)および銀行(特に投資銀行)にも適用できる可能性があるということである。しかし、時間的および人的制約により、この報告書について、それ以上の検討はなされなかった。

2008年3月に OECD は、HNWIに関するフォローアップの調査を行うフォーカスグループを設置した。フォーカスグループは、オーストラリア、カナダ、アイルランド、イタリア、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、アフリカ、英国ならびに米国の14カ国で構成されている。銀行関係については別に検討作業がなされている。

このフォーカスグループは、一般からの意見を求めるために付属ペーパーの公表を了承した。関係者には、調査項目および、特にこのペーパーで採り上げている質問や論点について、意見、見解、提案を提出するよう促されている。

意見は、匿名でも、実名でも提出できる。このようにして出された意見を OECD のウェブサイトで公表する権利は、特に異議がなければ OECD が持つことになる。

Source: OECD ホームページ

### 2009年度予算の発表 財務省がフィードバックを求める(シンガポール)

2008年10月28日に、2009年度予算の準備の一環として、財務省は、2009年度予算フィードバック運動を立ち上げた。これを通して、財務省は、シンガポール国民に、公財政に関する諸問題についての関心を持たせるとともに、予算がどのように経済を向上させ、自らのシンガポールに対する願望を達成することができるかについて、彼らの意見を集めることを望んでいる。

ターマンシャンムガラトナム財務大臣は、「現在の経済情勢の下では、われわれの限られた資源を賢明に使い、シンガポール国民と企業が下降する景気を乗り越えることを助け、長期的な経済的社会的課

題に取り組めるように予算を配分することがさらに重要となっている。フィードバック運動は、われわれが2009年度予算の作成にあたり、あらゆる層のシンガポール国民の意見を集める助けとなっている。」とコメントした。

#### 国民に国の将来についての発言する機会を与える

財務省は、REACH (Reaching Everyone for Active Citizenry) 機関と共同で、一般市民に対して政府の歳出と歳入に影響を及ぼす分野、およびこの厳しい環境下でシンガポールの財政戦略上の諸問題に対応するためにこの予算で繰り上げるべきことについての意見を寄せるように促している。2008年10月28日から2009年1月23日まで、一般市民は以下の方法で意見を寄せることができ、一般的なフィードバックや歳出面での具体的な提案も歓迎される。

- a 2009年度予算ウェブサイト
- b REACHのSMSチャンネル(英語、マレー語または中国語)
- c 郵便、電話、ファックス

財務省とREACHは、2008年11月から2009年1月まで対話集会も計画しており、その第1回目の集会は、2008年11月12日に開かれる。

Source: シンガポール政府ホームページ

#### **2009年度予算案 知的財産に対する好ましい変更と12.5%の税率の再確認(アイルランド)**

アイルランド予算案が、2008年10月14日に発表された。この予算案の主眼が、悪化する世界経済情勢下で、財政の規律と歳出抑制に置かれているのは明らかである。

個人所得税のバランスを取り戻すとの目的に添ったいくつかの措置を導入しているものの、この予算案は、一般的に企業寄り、アイルランドへの外国投資家にとっていくつかの歓迎すべき内容が盛り込まれている。

当予算案のこれらの内容およびその他外国投資家にとって、関心が高い項目の要約は次のとおりである。

#### 2009年度予算のハイライト

2009年度予算でのアイルランドへの外国投資家に関する主な項目は次のとおりである。

##### 1) 研究開発費税額控除の20%から25%への引き上げ

これは、2003年基準年度の研究開発費支出額を超過する増加支出額に対して適用される。

12.5%の法人税の軽減と合わせて、適格な研究開発支出について実効税額軽減率は、37.5%となる。

2) 従前のとおり、財務大臣が12.5%の率の引き上げを行わないことを強調したことで、当該率が下げられる可能性が残されたこととなる。何らかのそのような引き下げというのは、多くの現在の投資家に対して2010年末までに段階的に消滅することとなっている10%の法人税体系の枠組みの中で考慮さ

れるであろう。

3) 新設会社の事業開始後最初の3年間の法人税免除にかかる一定の制限

これは、新設会社に対して、最初の3年間において約100万ユーロの利益を、アイルランド法人税を負担することなく実現することを実質的に認めることとなる。

4) 知的財産(IP)の開発、管理、利用に適した国としてのアイルランドの魅力向上への強固な公約  
財務大臣は、この点に関して納税者と産業界の意見に進んで耳を傾ける意向であること表明した。

5) 資産課税に関する税制のバランスを取り戻す

資産の処分に対する利得に対する税(キャピタルゲイン税)率を2%引き上げるが、対応して非居住用財産の取得に対する印紙税は3%引き下げる。

6) 法人税支払い時期の早期化

企業は、以前、法人税を決算日の1カ月前に納付していたが、今後は、各年次の法人税は、2回に均等に分割して納付しなければならない。すなわち、12カ月の会計期間の6カ月目と11カ月目に納付することになる

7) 2009年1月1日以降、各種税目について申告書のオンライン申告と電子納税が導入され、移行を促進するための優遇制度については、今後具体化される予定である。

8) 加速度減価償却の対象となる省エネルギー設備の範囲の拡大

適格資産の定義はかなり幅広いものであり、多くの会社に税務上の恩恵を与えるものとみられる。

9) VAT(付加価値税)の税率の21%から21.5%への引き上げ

Source: PwC Ireland Newsalert

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパーズが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等を抜粋してお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認くださいようお願いいたします。